

福岡県公報

平成26年6月24日
第3605号

目次

告示 (第554号 - 第557号)

○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
公 告		
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	2
○土地改良区の設立認可申請の適否決定	(農村森林整備課)	3
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	4
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	4
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	7
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	8
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	8

○公共測量の終了	(県土整備総務課)	8
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	8
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	8
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	9
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課)	10

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催	(警察本部生活安全総務課)	10
-------------------------------------	---------------	----

告 示

福岡県告示第554号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

平成26年6月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
朝倉市秋月野鳥字新荒シ818の9 (次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第555号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年6月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	浮羽草野線 久留米	前	久留米市草野町紅桃林413番1先から 久留米市草野町紅桃林218番2先まで	5.0 ～ 6.0	64.0
			後	久留米市草野町紅桃林413番1先から 久留米市草野町紅桃林218番2先まで	5.9 ～ 7.2	

福岡県告示第556号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年6月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年6月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	田主丸黒木線	八女市上陽町上横山313番先から 八女市上陽町上横山317番3先まで

福岡県告示第557号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年6月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	筑紫野筑穂線	前	筑紫野市大字袖須原407番480先から 飯塚市山口1356番4先まで	11.3 ～ 24.3	95.0
			後	筑紫野市大字袖須原407番480先から 飯塚市山口1356番4先まで	11.3 ～ 39.5	

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成26年6月24日

福岡県知事 小川 洋

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

福岡県都市計画道路3・4・14号松原上西郷線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成26年7月15日 午後7時から午後9時まで

(2) 場所

福津市役所津屋崎庁舎3階 301会議室（福津市津屋崎一丁目7番1号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 福岡都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位置	区域(延長)
3・4・14号松原上西郷線	起点 福津市中央六丁目 終点 福津市上西郷字ミギワ 主な経過地 福津市宇屋根ノ下	約2,070メートル

(2) 閲覧

平成26年6月24日から同年7月8日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び福津市都市整備部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成26年7月8日(必着)までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書(様式)は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)又は直接問合せにより確認すること。

(3) 問合せ先

この公聴会についての問合せは、福岡県建築都市部都市計画課(福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711)に対して行うこと。

公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の設立の認可申請を平成26年6月6日付けで適当であると決定したので、同条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成26年6月24日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
黒土北部土地改良区	土地改良事業計画書及び定款の写し	平成26年6月24日から平成26年7月23日まで	豊前市役所

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年6月24日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成26年6月4日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 下大利えびすショッピングセンター
- (2) 所在地 福岡県大野城市下大利1丁目216-1ほか

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

小売業者	変更前	変更後
株式会社ダイエー	午前9時	午前7時
その他の小売業者	午前9時	午前9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分から午前0時30分	午前6時30分から午前0時30分

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年6月24日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
田川郡大任町大字大行事字下鶴3103番3、3114番6、3115番1、3115番5、3115番6、3118番1から3118番3まで及び3119番1並びに字西ノ切3120番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
田川郡大任町大字大行事3067番地
大任町長 永原 譲二

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年6月24日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市曾根字中456番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡粕屋町大字酒殿1460番地2 メゾンプリミエ101号
三船 修資、三船 知佐子

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第

5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年6月24日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成26年6月6日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 スーパーセンタートライアル久留米上津店
(2) 所在地 福岡県久留米市上津1654番地-1
- 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
(仮称) スーパーセンタートライアル上津店	スーパーセンタートライアル久留米上津店

公告

大川紅粉屋土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年6月24日

福岡県知事 小川 洋

- 退任理事

氏名	住所
梅崎 一男	大川市大字紅粉屋438番地1
乗富日登士	柳川市間1629番地1
井口 好秋	大川市大字紅粉屋306番地1
井口志登巳	大川市大字紅粉屋250番地2
梅崎 正男	大川市大字紅粉屋414番地6

佐野 孝良	大川市大字一木1260番地 1
龍 勉	大川市大字紅粉屋350番地 3
龍 立也	大川市大字新田1367番地 2
龍 正勝	大川市大字新田818番地
山口 光政	大川市大字新田170番地 3
井口 勉	大川市大字紅粉屋296番地
井口 幸吉	大川市大字紅粉屋303番地 1
今村 則之	大川市大字紅粉屋259番地 1 の 2
井口 昭信	大川市大字紅粉屋148番地
井口 昭徳	大川市大字紅粉屋455番地 2
本木 啓司	柳川市間1618番地 1
梅崎 定夫	柳川市間1924番地
梅崎 和弘	柳川市七ツ家487番地

2 退任監事

氏 名	住 所
井口 尊徳	大川市大字紅粉屋279番地
井口 隆生	大川市大字紅粉屋329番地 1
梅崎 清人	大川市大字紅粉屋597番地

3 就任理事

氏 名	住 所
横田 博文	大川市大字一木457番地 5
龍 昭二	大川市大字新田1423番地
龍 幹	大川市大字新田1368番地
龍 正勝	大川市大字新田818番地
山口 豊彦	大川市大字新田359番地 1
井口 好秋	大川市大字紅粉屋306番地 1
井口 勉	大川市大字紅粉屋296番地
井口 幸吉	大川市大字紅粉屋303番地 1
江崎 鉄舟	大川市大字紅粉屋406番地 2
井口 昭信	大川市大字紅粉屋148番地

井口志登巳	大川市大字紅粉屋250番地 2
井口 四郎	大川市大字紅粉屋454番地 2
山田 幸春	大川市大字紅粉屋460番地 2
井口 昭徳	大川市大字紅粉屋455番地 2
乗富日登士	柳川市間1629番地 1
本木 啓司	柳川市間1618番地 1
梅崎 定夫	柳川市間1924番地
梅崎 和弘	柳川市七ツ家487番地

4 就任監事

氏 名	住 所
江崎 久男	大川市大字紅粉屋324番地 1
井口 尊徳	大川市大字紅粉屋279番地
山田 光昭	大川市大字紅粉屋700、701番地

公告

大川南部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年 6 月24日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
龍 喜三	大川市大字新田473番地 1
山口 光政	大川市大字新田170番地 3
江崎 芳幸	大川市大字紅粉屋195番地
龍 高喜	大川市大字新田285番地
佐野 孝良	大川市大字一木1260番地 1
古賀 堯	大川市大字新田842番地
龍 勝義	大川市大字新田1333番地 1
龍 忠生	大川市大字一木838番地 3

竜 政則	大川市大字新田409番地 1
高田 敏幸	柳川市市間320番地

2 退任監事

氏 名	住 所
山口 藤良	大川市大字新田581番地 6
龍 一彌	大川市大字新田204番地 1
河村 達男	柳川市市間250番地 2

3 就任理事

氏 名	住 所
佐野 孝良	大川市大字一木1260番地 1
古賀 堯	大川市大字新田842番地
龍 靖男	大川市大字新田1429番地
山口 光政	大川市大字新田170番地 3
龍 忠生	大川市大字一木838番地 3
龍 喜三	大川市大字新田473番地 1
龍 正義	大川市大字新田267番地 3
竜 政則	大川市大字新田409番地 1
井口 清春	大川市大字紅粉屋189番地 1
高田 敏幸	柳川市市間320番地

4 就任監事

氏 名	住 所
山口 藤良	大川市大字新田581番地 6
龍 一彌	大川市大字新田204番地 1
高田 隆治	柳川市市間356番地

公告

飯塚市八木山地区土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年6月24日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
横山 武城	飯塚市八木山1531番地 1
矢野 長利	飯塚市八木山1338番地 7
一ノ谷静治	飯塚市八木山2606番地
松尾 寛和	飯塚市八木山2632番地
綱分 秀康	飯塚市八木山2609番地
松尾徳次郎	飯塚市八木山337番地
新 義昭	飯塚市八木山2255番地
松尾 茂孝	飯塚市八木山2251番地
石坂 哲也	飯塚市八木山1069番地
石坂 栄次	飯塚市八木山1017番地
篠原 峰雄	飯塚市八木山1494番地 2
藤本 博光	飯塚市八木山1751番地65
三野原貴広	飯塚市八木山1549番地 1
石坂 育穂	飯塚市八木山87番地

2 退任監事

氏 名	住 所
稲永 茂幸	飯塚市八木山1059番地
大谷 光康	飯塚市八木山328番地 1
松尾 光次	飯塚市八木山2599番地

3 就任理事

氏 名	住 所
横山 武城	飯塚市八木山1531番地 1
松尾 光次	飯塚市八木山2599番地
矢野 長利	飯塚市八木山1338番地 7
一ノ谷静治	飯塚市八木山2606番地
松尾 寛和	飯塚市八木山2632番地
綱分 秀康	飯塚市八木山2609番地
松尾 正滋	飯塚市八木山2233番地 2

松尾 隆康	飯塚市八木山2247番地
石坂 茂範	飯塚市八木山631番地
石坂 哲也	飯塚市八木山1069番地
石坂 栄次	飯塚市八木山1017番地
篠原 峰雄	飯塚市八木山1494番地 2
石坂 育穂	飯塚市八木山87番地
三野原貴広	飯塚市八木山1549番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
稲永 茂幸	飯塚市八木山1059番地
藤本 博光	飯塚市八木山1751番地65
大谷 光康	飯塚市八木山328番地 1

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年6月24日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年6月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人小石原森づくりの会

(2) 代表者の氏名

江口 吉雄

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県朝倉郡東峰村大字小石原892番地 1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、森と水の復活に関する事業を行い、自然再生の振興に寄与することを目的とする。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5第1項の規定による届出について、法第8条第2項の規定に基づき住民から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年6月24日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 （仮称）ミスターマックスSelect福津店

(2) 所在地 福岡県福津市福間都市計画事業福間駅東土地区画整理事業地内14街区2画地ほか

2 法第8条第2項の規定に基づき住民から聴取した意見の概要

(1) 歩行者の通行の利便の確保

・所在地は、福間南小学校の隣に位置し、通学・帰宅時に多数の児童が通るので必ず、その時間帯には必ず警備員を配置すること。（7時～9時、14時～17時、学校の時間割により帰宅時間はその都度変更があると考えるので、事前確認が必要である。）また、商品搬入時のトラックは特に危険であり、搬入時間はその時間帯に掛らないようにすること。（7時～9時、14時～17時）また、工事時期も同様工事関係者による車両・トラックも懸念されるので、工事時間帯の制約も必要かと考える。

上記内容を解決するため要望することは

・福間南小学校・PTA（いんどり真愛保育園も同様）事前の話し合いの場を持つこと。

・計画図の上の箇所、出入口No.1の箇所は児童の安全面から考慮すると車の出入りは非常に危険であるので、車の出入口は、図面左側出入口No.2のみにすること。

・夕方以降の若者のたむろをさせない防犯面・騒音面を考慮し、営業時間帯もしくは商品搬入時間帯も含め、交通整備員を常設すること。

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により桂川町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年6月24日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（デジタル撮影、同時調整、数値図化、地図編集、写真地図作成）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
嘉穂郡桂川町全域	平成26年3月25日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により大牟田市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年6月24日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大牟田市内	平成26年5月23日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により九州防衛局長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年6月24日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量ほか）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
行橋市、築上郡築上町、京都郡みやこ町	平成25年11月15日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により九州防衛局長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年6月24日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量ほか）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀郡芦屋町	平成25年11月15日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条

において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年6月24日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量 1点）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市門司区	平成26年5月22日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年6月24日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
糸島市の一部	平成26年3月24日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、岡垣町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年6月24日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀郡岡垣町（一部）	平成26年6月4日から 平成27年3月20日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年6月24日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福津市上西郷	平成26年6月9日から 平成26年9月30日まで

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年6月24日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年5月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡県障害者雇用支援センター “あゆむ”

(2) 代表者の氏名

田中 正憲

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市百年公園1番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業や就労支援などを行うとともに、地域住民に対しても、障害者への理解を促進させるための啓発事業を行うことで、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年6月24日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

みやま市高田町濃施字濃施北596番1、601番2、602番3及び602番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大牟田市大字吉野1764番地14

永田 文子

公告

解散した清算法人川崎町下安宅土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年6月24日

福岡県知事 小 川 洋

氏 名	住 所
小山田益清	田川郡川崎町大字安真木2113番地
山野 穂重	田川郡川崎町大字安真木2113番地
宗近 博文	田川郡川崎町大字安真木2611番地
井上 繼信	田川郡川崎町大字安真木1209番地の1
坂本 克典	田川郡川崎町大字安真木2581番地
島田 幸夫	田川郡川崎町大字川崎204番地
坂本 初実	田川郡川崎町大字安真木2540番地の3
伊藤 雅幸	田川郡川崎町大字安真木1773番地

公安委員会

福岡県公安委員会告示第175号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成26年6月24日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成26年7月23日（水） 13：30～16：30	福岡県柳川市三橋町今古賀53番地1 柳川警察署 会議室	柳川警察署

2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み

前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの) 2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。